

大口町立小中学校外国語指導業務委託業者選定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町が大口町立小中学校外国語指導業務を委託するに当たり、指名型プロポーザル方式により、資質最適な者を選定するため、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象とする業務は、小中学校外国語指導業務（以下「業務」という。）とする。

(企画提案書の提出)

第3条 町長は、業務の企画提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の規定による提出要請者の選定に当たっては、大口町競争入札参加資格審査事務取扱規程（平成4年大口町訓令第10号）第12条に規定する入札参加資格者名簿に記載されている者のうちから、業務経歴等を勘案し、業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者を、別に定める大口町立小中学校外国語指導業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て選定するものとする。

3 提出要請者が企画提案書を町長が指定する期日までに提出しなかったときは、業務を受託する意向がないものとみなす。

(依頼書の送付)

第4条 町長は、前条第1項の規定により企画提案書の提出を要請しようとするときは、大口町立小中学校外国語指導業務企画提案依頼書（様式第1）を提出要請者に送付するものとする。

(決定)

第5条 町長は、第3条第2項に規定する審査委員会の結果を基に業務を委託する者を決定するものとする。

(結果通知)

第6条 町長は、企画提案書の提出者に対し、大口町立小中学校外国語指導業務選定結果通知書(様式第2)により前条の結果を通知するものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、業者選定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(大口町告示第1号 平成25年1月10日)

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

様式第1（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町立小中学校外国語指導業務企画提案依頼書

大口町立小中学校外国語指導業務の受託者を選定するため、指名型プロポーザルを実施しますので、参加を希望される場合は、下記により企画提案書を提出してください。

なお、企画提案書を提出しなくとも、今後、貴社が不利益な扱いを受けることがないことを申し添えます。

記

- 1 業務の名称
大口町立小中学校外国語指導業務委託
- 2 企画提案書提出意思確認書の提出期限、場所及び方法
提出期限 年 月 日（ ） 時 分必着
提出場所
提出方法 持参又は郵便書留
- 3 企画提案書の作成様式及び記載上の注意事項
「大口町立小中学校外国語指導業務委託プロポーザル実施要領」のとおり
- 4 企画提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法
提出期限 年 月 日（ ） 時 分必着
提出場所
提出方法 持参又は郵便書留
- 5 企画提案書の評価基準
「大口町立小中学校外国語指導業務委託プロポーザル実施要領」のとおり
- 6 その他
- 7 問合せ先

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町立小中学校外国語指導業務選定結果通知書

このことについて、提出書類を審査した結果、貴社を当業務の委託候補者として

内定 しました ので通知します。
されませんでした

記

1 審査結果

2 貴案に対する講評